

## 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険要介護認定等に係る公文書開示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護認定及び要支援認定に関する公文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示対象文書)

第2条 開示の対象となる公文書（以下「開示対象文書」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 認定調査票（概況調査）
- (2) 認定調査票（基本調査）
- (3) 認定調査票（特記事項）
- (4) 一次判定結果
- (5) 主治医意見書

(開示申請)

第3条 被保険者及び次に掲げる者（以下「開示申請者」という。）は、この要綱の定めるところにより、管理者に対し当該被保険者に係る開示対象文書の開示申請をすることができる。ただし、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に掲げる者は、開示申請をすることについての被保険者の同意（被保険者本人の心身の状況等により同意を得ることが困難なときは、その旨の届出）がなければこれを行うことができない。

- (1) 被保険者と同一世帯の者
- (2) 成年被後見人の法定代理人
- (3) 第1号以外の被保険者の親族
- (4) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員
- (5) 介護保険施設の介護支援専門員
- (6) 地域包括支援センターの職員
- (7) 特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の介護支援専門員
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の介護支援専門員

2 前項第4号及び第6号に掲げる者が開示申請できる開示対象文書の範囲は、居宅サービス計画作成の依頼を受けた被保険者分であって、居宅サービス計画書の作成に必要なものに限る。

3 第1項第5号に掲げる者が開示申請できる開示対象文書の範囲は、当該介護保険施設に入所している被保険者分であって、施設サービス計画書の作成に必要なものに限る。

4 第1項第7号及び第8号に掲げる者が開示申請できる開示対象文書の範囲は、それぞれ当該同号に掲げる事業者と介護サービス又は介護予防サービスの提供に係る契約を締結している被保険者分であって、特定施設サービス計画、介護予防特定施設サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、認知症対応型共同生活介護計画、地域密着型特定施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に必要なものに限る。

(開示申請の時期)

第4条 前条の規定による開示申請は、認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、管理者が要介護認定等をし、その結果を当該被保険者に通知した後でなければ行うことができない。

(開示申請方法)

第5条 開示申請者は、要介護認定等関係文書開示申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

(開示)

第6条 管理者は、開示申請があった場合には、当該申請に係る文書を開示するものとする。ただし、当該申請が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。

2 管理者は、第2条第5号に掲げる主治医意見書の開示に当たっては、主治医意見書を介護サービス計画作成に利用されることについて主治医の同意がある場合を除き、書面(様式第2号及び様式第3号)により主治医の承諾を得なければ、これを開示することができない。

3 管理者は、開示申請に係る文書のうち、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、当該文書を不開示(全部を開示しないことをいう。以下同じ。)又は部分開示とすることができる。

4 開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

(開示の決定及び通知)

第7条 管理者は、文書の開示(部分開示を含む。以下同じ。)又は不開示を決定したときは、その旨を要介護認定等に係る公文書の開示申請に関する決定通知書(様式第4号)により開示申請者に通知するものとする。ただし、直ちに開示できる場合は、この限りでない。

2 開示申請から文書の開示又は不開示の決定までの標準処理期間は、30日とする。

(開示文書の取り扱い)

第8条 開示申請者は、文書の開示により知り得た情報を開示申請の理由に即して適正に使用し、みだりに他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成12年3月13日から施行する。

附 則(平成12年10月3日告示第16号)

この要綱は、平成12年10月3日から施行する。

附 則(平成14年3月29日告示第14号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日告示第13号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第11号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月12日告示第19号)

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。